

令和8年度 第1回 有田川水系渇水対策連絡協議会

日時：令和8年9月18日（金）15時30分～

場所：伊万里市役所 大会議室

議事次第

1 挨拶

2 議事

- (1) 規約の改正について ・・・資料1
- (2) 河川の状況について ・・・資料2 - 1、2 - 2、2 - 3
- (3) 利水の状況について ・・・資料3 - 1、3 - 2、3 - 3
- (4) 第1次渇水調整事項について ・・・資料4

3 その他

令和8年度 第1回 有田川水系渇水対策連絡協議会 出席者名簿

日時：令和8年 9 月18日（金） 15:30～

【会長・委員】

場所：伊万里市役所4階 大会議室

	氏 名	機関名	役 職
会 長	西久保 博貴	伊万里土木事務所	所長
委 員	深浦 弘信	伊万里市	市長
		伊万里市上下水道部	市長
委 員	太田 賢（代理）	有田町	副町長
委 員	松尾 淳也	伊万里農林事務所	所長
委 員	川崎 守	ダム管理事務所	所長
委 員	岳川 淳彦（代理）	国見土地改良区	副理事長

【随 行】

機関名	部 署	役 職	氏 名
伊万里市	防災危機管理課	副課長	濱田 智史
	道路河川課	課長	松本 慎市
	農山漁村整備課	係長	山崎 豪
	農業振興課	係長	宮脇 睦子
伊万里市 上下水道部		部長	青木 健一郎
	水道施設課	副部長兼 水道施設課長	小寺 隆洋
	管理課	課長	野中 靖洋
有田町	上下水道課	課長	井筒 克己
		技術監	宮崎 孝之
		主幹	中川 真悟
	農林課	課長	江口 恵美
	建設課	技術監	川久保 拓男
ダム管理事務所	施設管理課	課長	喜多 将之
伊万里農林事務所	農村環境課	課長	林田 晃明
国見土地改良区	事務局	局長	西村 茂

【事務局】

伊万里土木事務所		副所長	碓 慎一
	管理課	課長	中尾 公郎
		係長	原 大剛
		主事	戸田 玲奈

令和8年度 第1回 有田川水系渇水対策連絡協議会 席次表

随 行
随 行
随 行

伊万里市長		伊万里土木 事務所長		有田町長		随 行
伊万里農林 事務所長				ダム管理 事務所長		随 行
		国見土地改良区 理事長				随 行

報道	報道
----	----

事務局	事務局
-----	-----

受付

--	--

--	--

有田川水系渇水対策連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、有田川水系渇水対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、有田川水系の渇水時における円滑な水需要の調整を図るため、渇水対策について十分な連絡をとり、合理的な水利用を推進することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項について協議するものとする。

- 一 有田川水系における水需要の実態に関すること
- 二 水需要の調整時期及び方法に関すること
- 三 実施及び連絡体制の確立に関すること
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は別表に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会の会長は、伊万里土木事務所長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

（協議会の開催）

第5条 協議会は、会長が必要と認めたとき若しくは委員の要請があった場合に開催する。

（事務局）

第6条 協議会の事務を行うため事務局を伊万里土木事務所管理課に置く。

（規約の改正）

第7条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行うことができる。

（補足）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（付則）

この規約は平成19年12月10日から施行する。

この規約は令和8年9月18日から施行する。

別表

有田川水系渇水対策連絡協議会委員

機 関 名	委 員	担 当 部 署	
伊万里市	市長	<u>防災危機管理課</u>	農山漁村整備課
		農業振興課	<u>道路河川課</u>
伊万里市 <u>上下</u> 水道部	<u>市長</u>	<u>水道施設課</u>	
有田町	町長	<u>上下水道課</u>	<u>建設課</u>
		<u>農林課</u>	
伊万里農林事務所	所長	農村 <u>環境</u> 課	
ダム管理事務所	所長	施設管理課	
国見土地改良区	理事長		

有田川水系渇水対策連絡協議会規約

第 4 条の 1 別表 新旧対照表

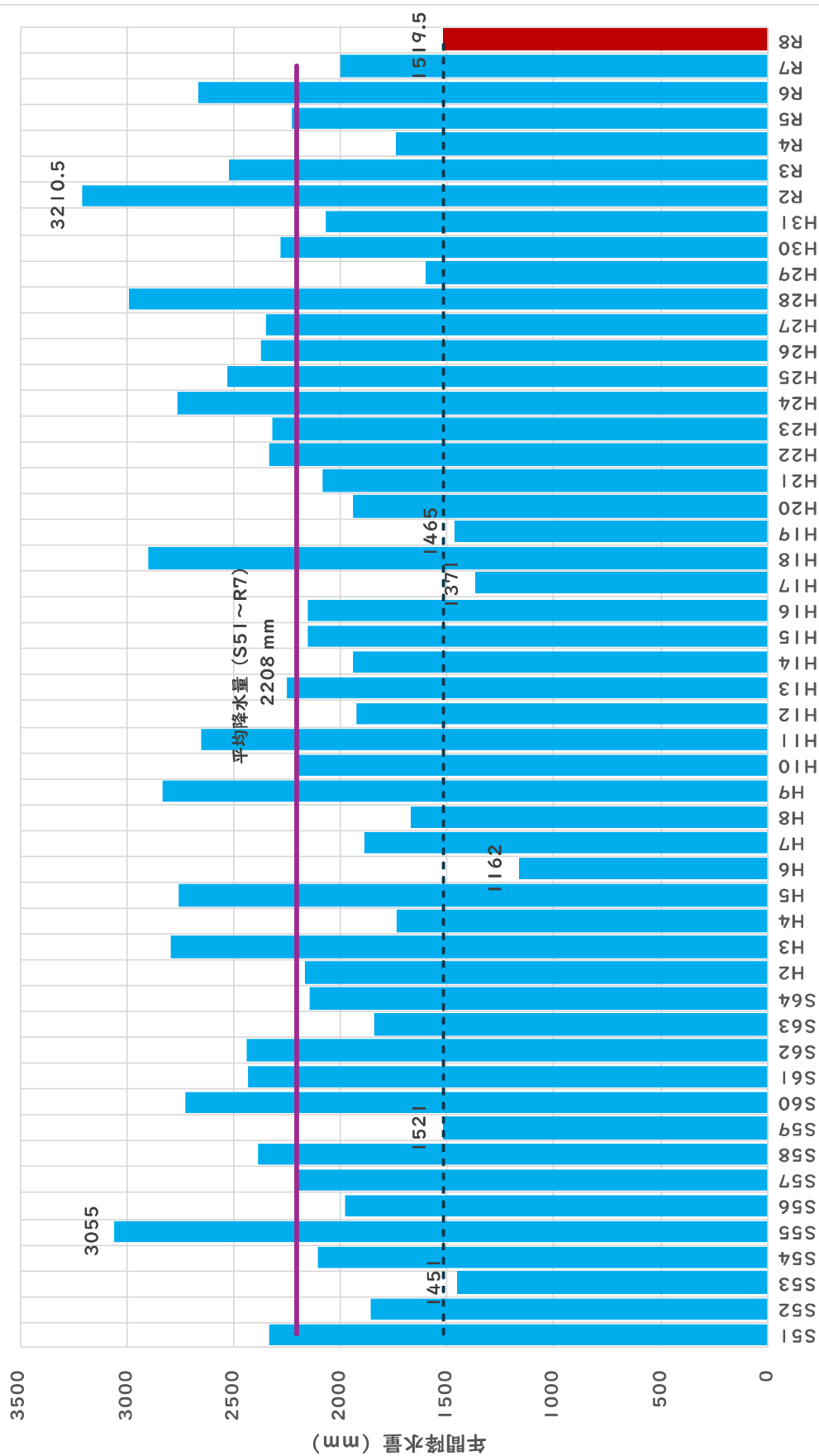
(現行)

機 関 名	委 員	担 当 部 署
伊万里市	市長	総務課
		農山漁村整備課
伊万里市水道部	伊万里市水道事業管理者	建設課
有田町	町長	水道事業所
伊万里農林事務所	所長	農林建設課
ダム管理事務所	所長	農村農地課
国見土地改良区	理事長	施設管理課

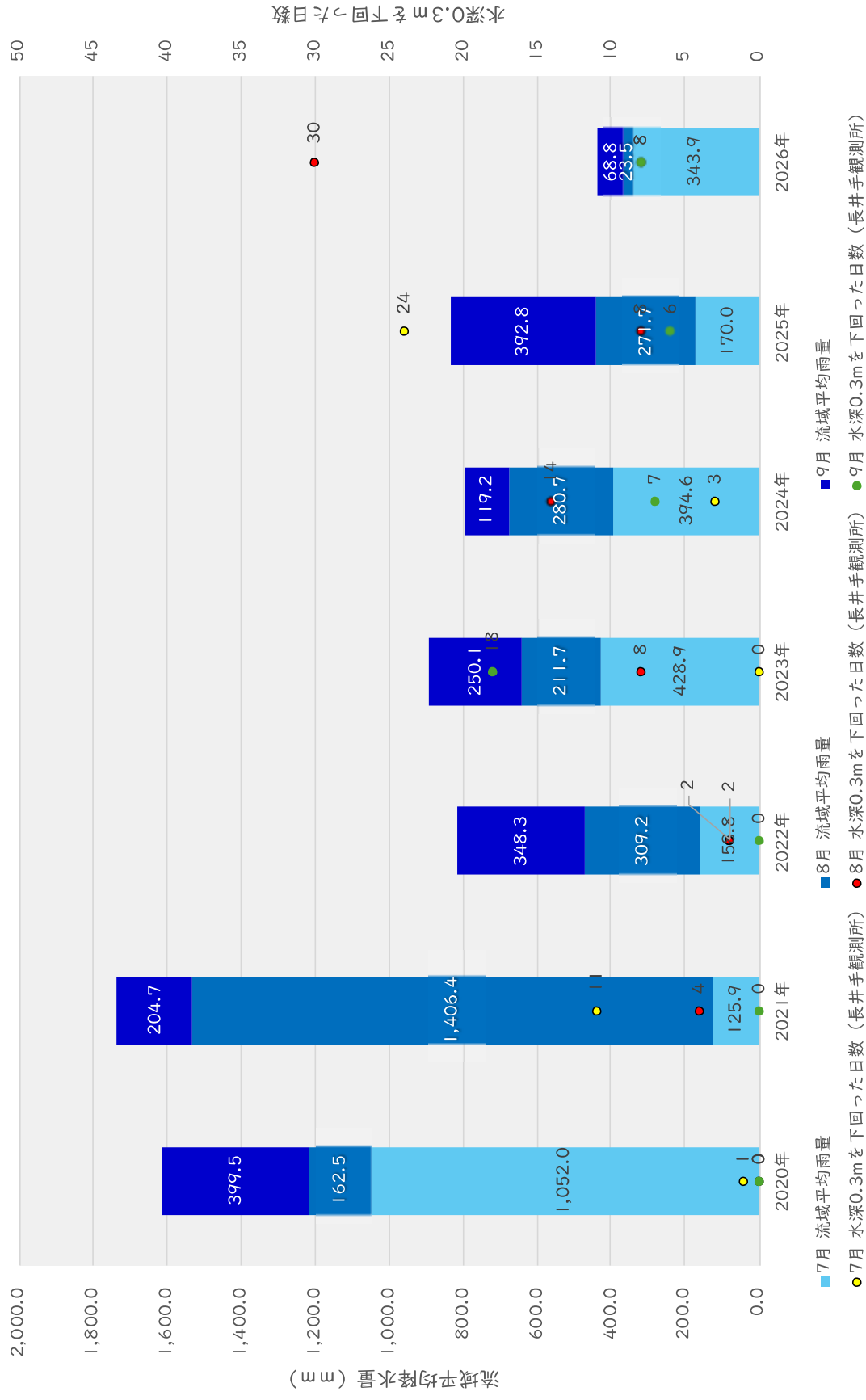
(新)

機 関 名	委 員	担 当 部 署
伊万里市	市長	防災危機管理課
伊万里市上下水道部	市長	農山漁村整備課
有田町	町長	農業振興課
伊万里農林事務所	所長	道路河川課
ダム管理事務所	所長	建設課
国見土地改良区	理事長	水道施設課
		上下水道課
		農林課
		農村環境課
		施設管理課

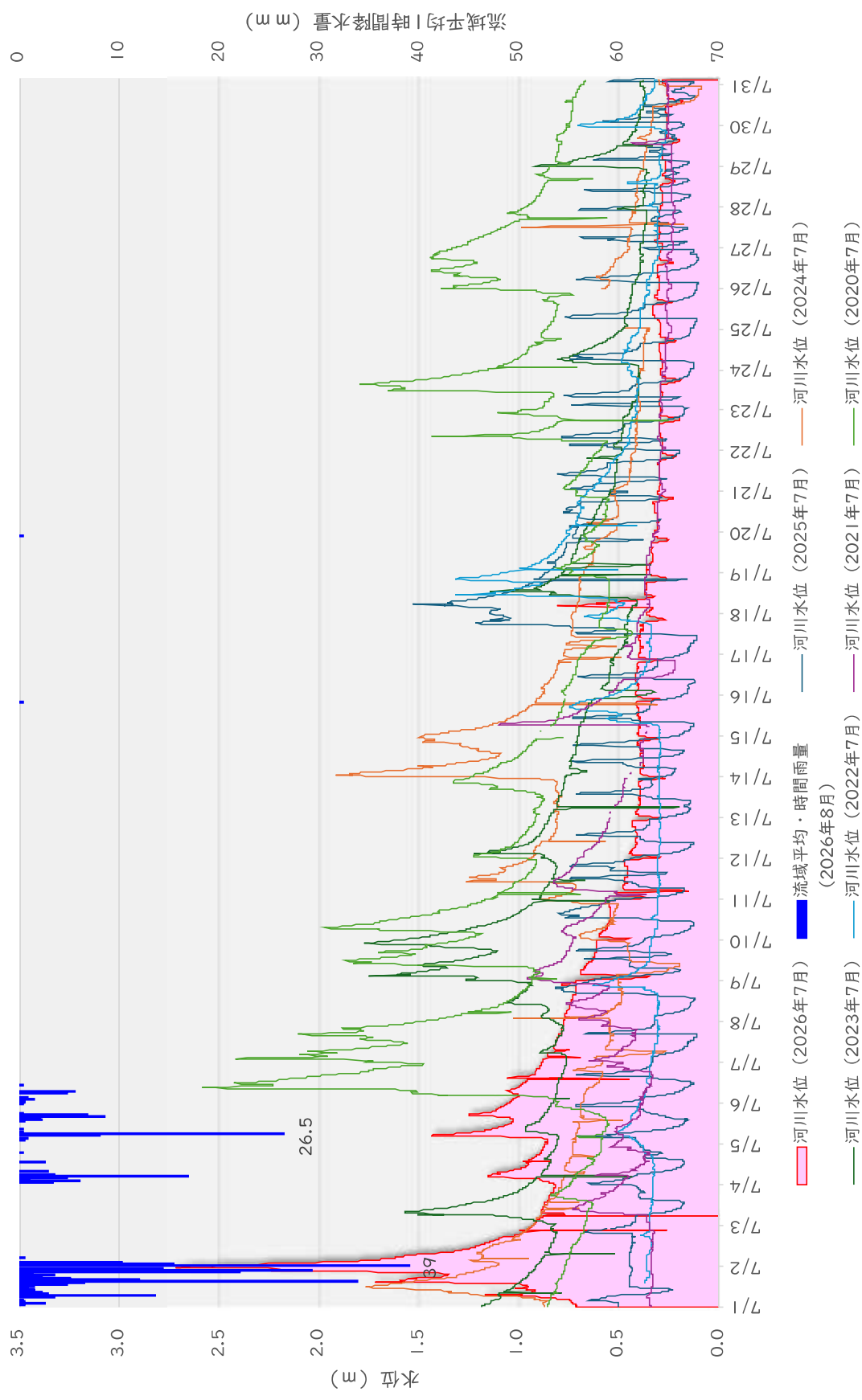
年間降水量の変化（伊万里観測所）



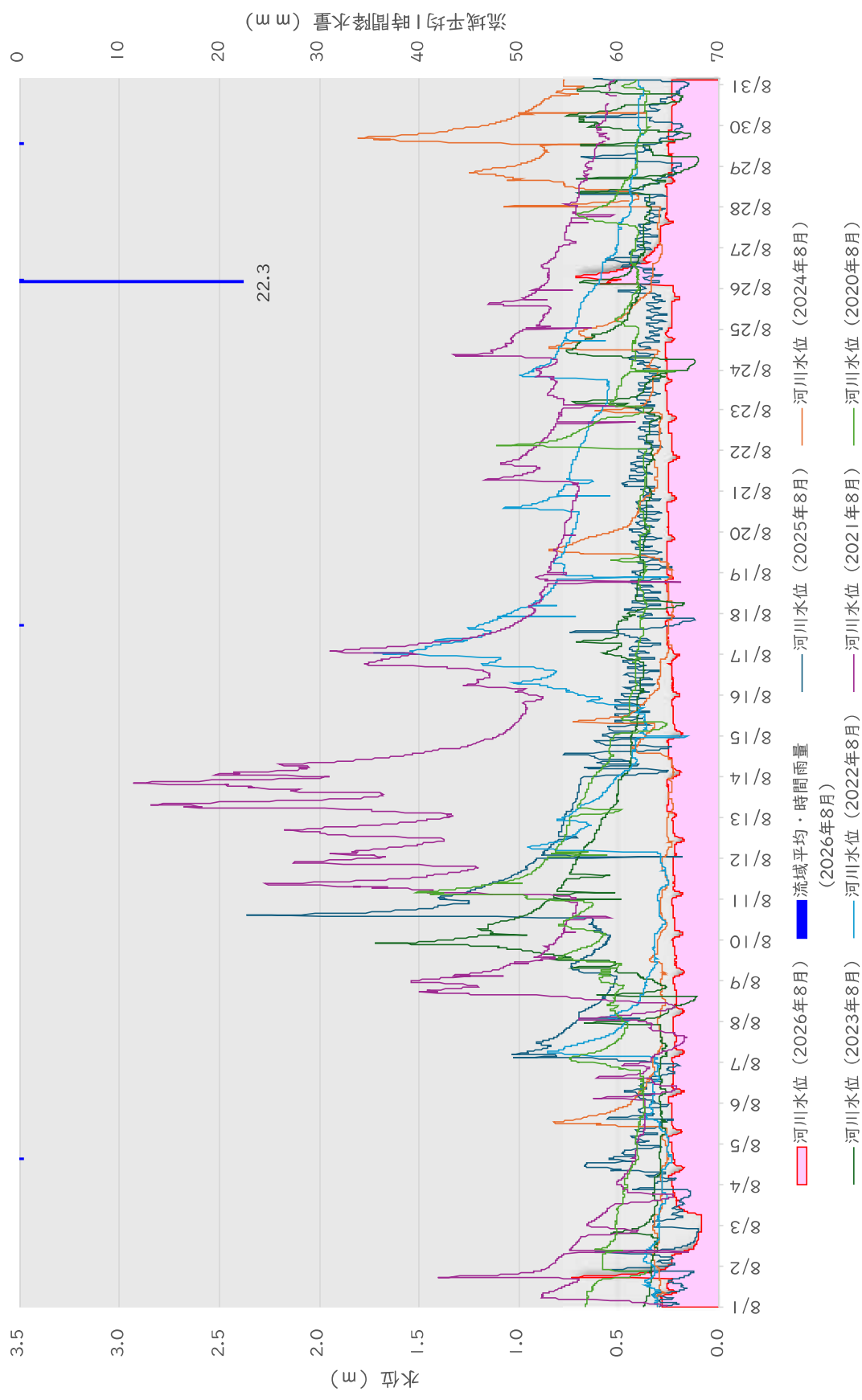
有田川流域平均降水量（2020年～2026年）



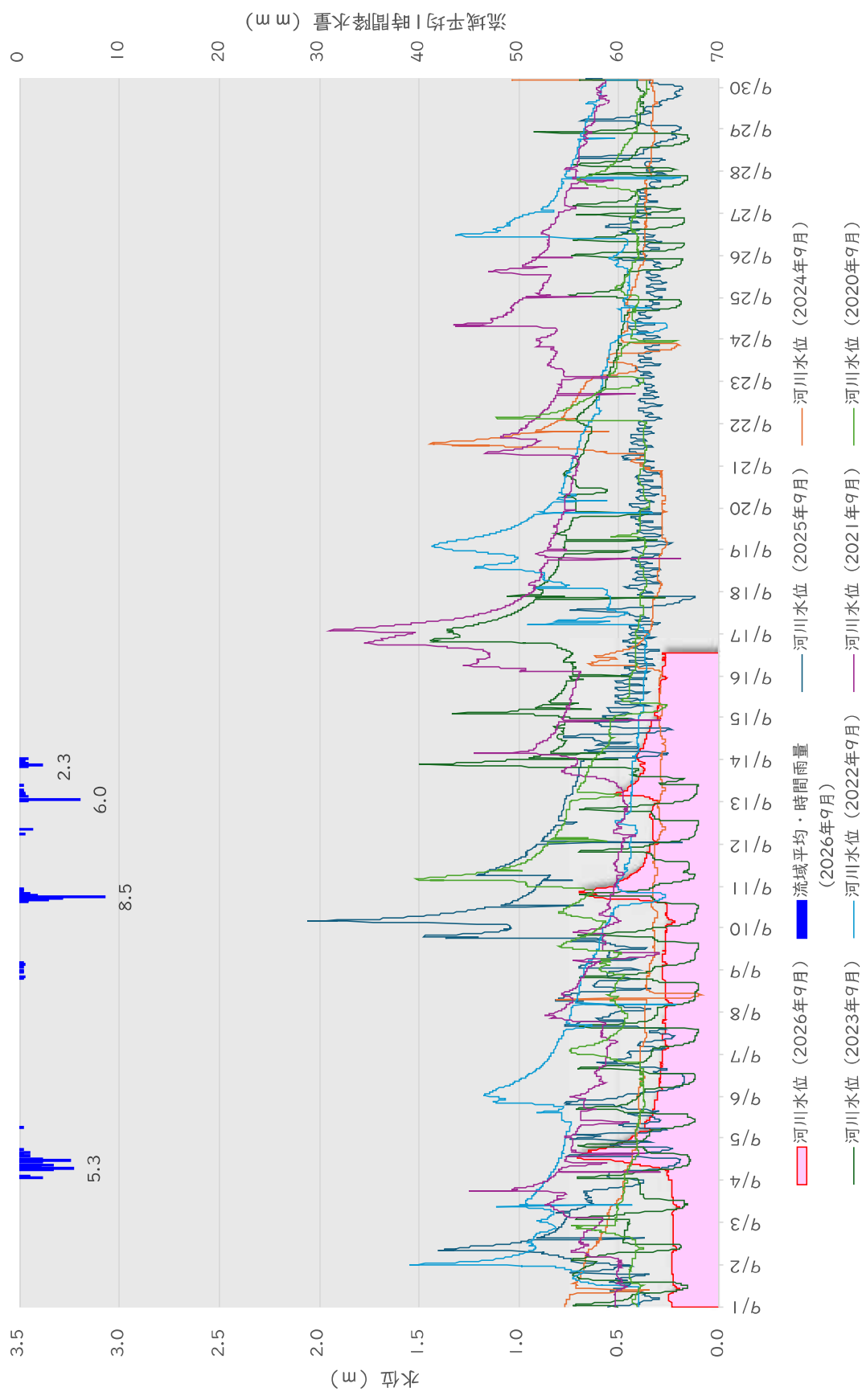
有田川（長井手観測所）流況（7月）



有田川（長井手観測所）流況（8月）

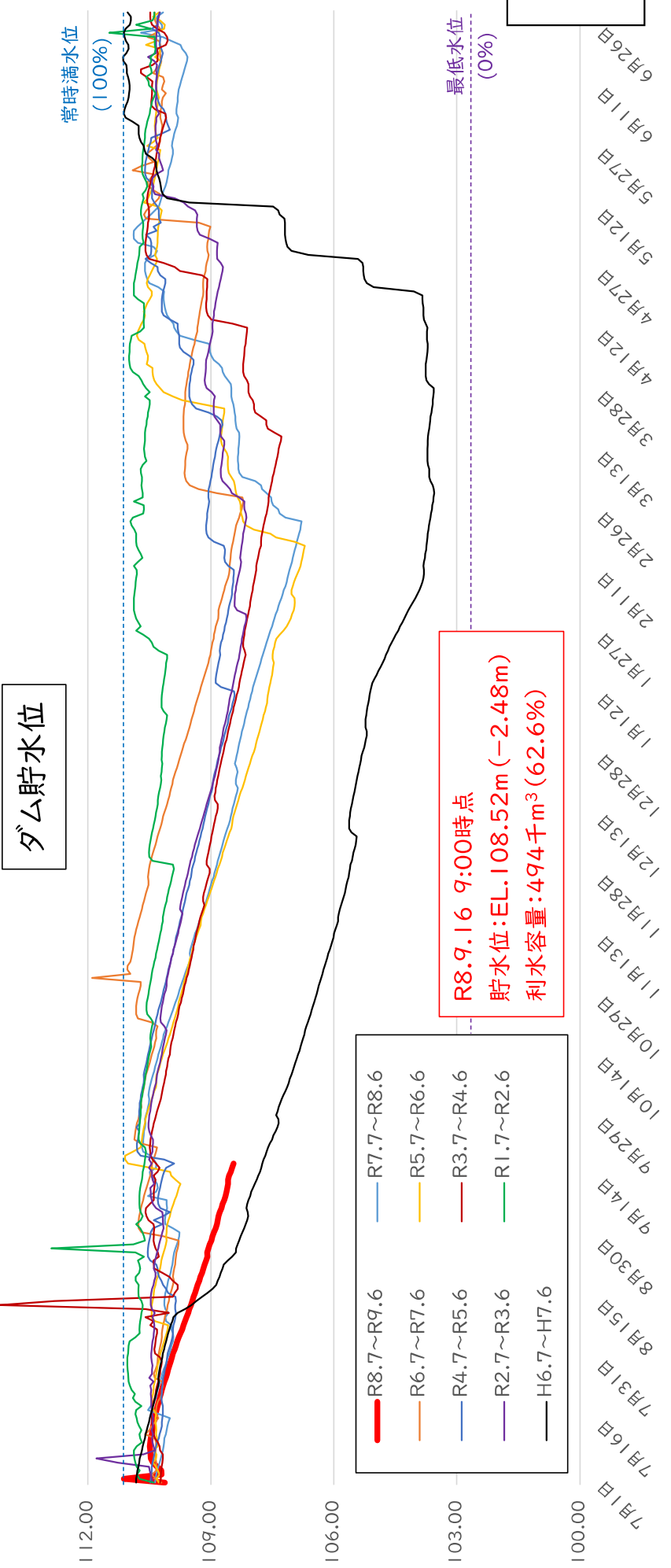
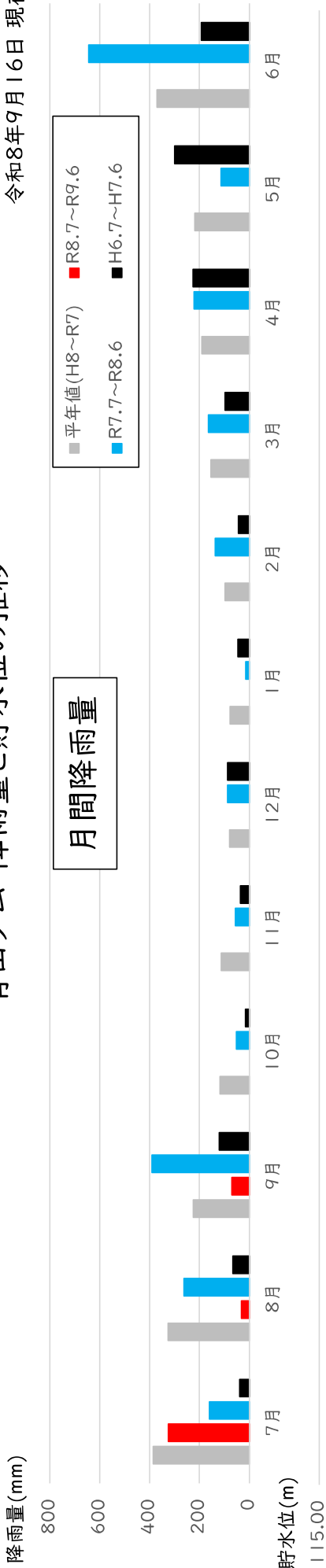


有田川（長井手観測所）流況（9月）



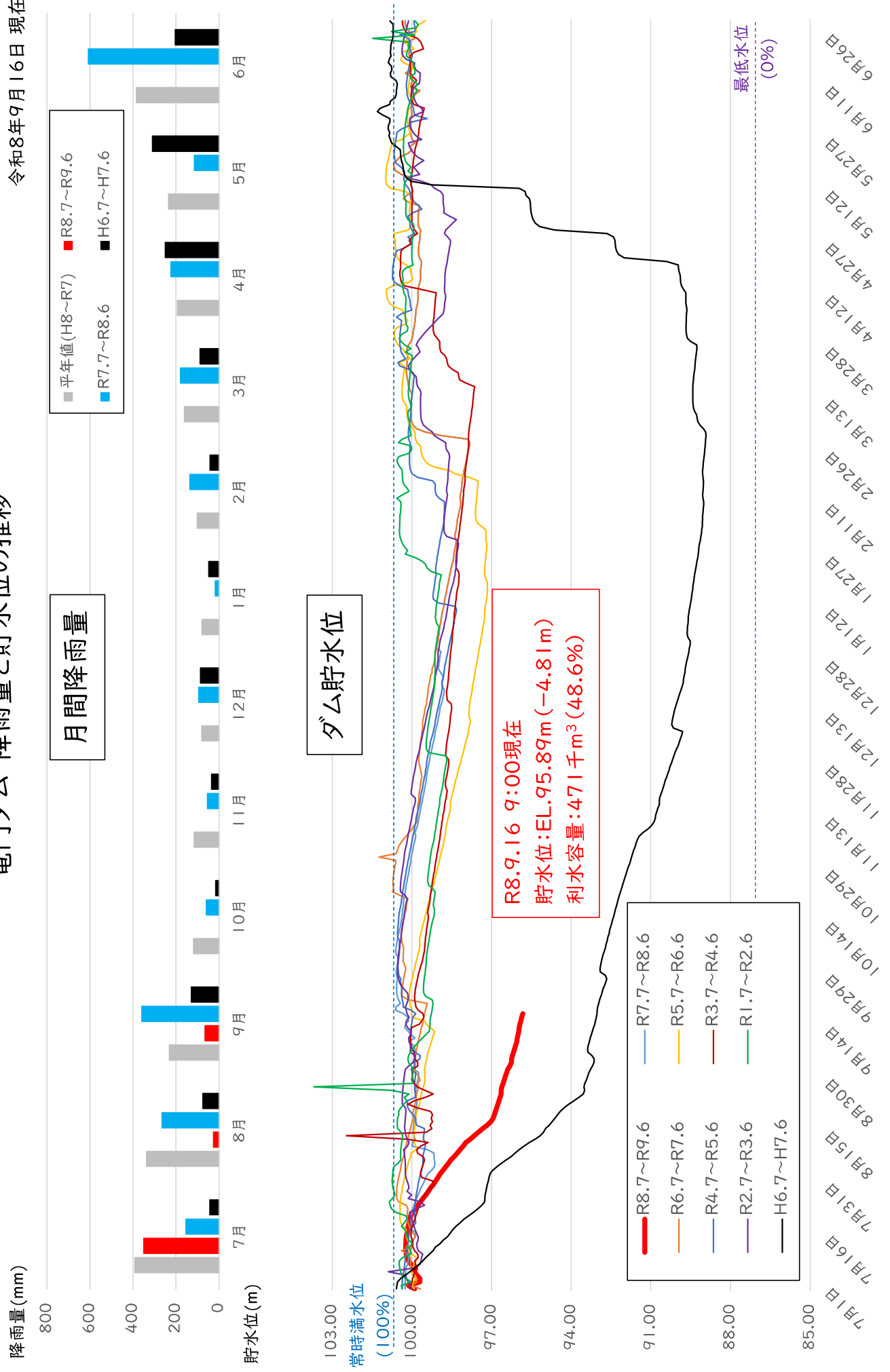
有田ダム 降雨量と貯水位の推移

令和8年9月16日 現在



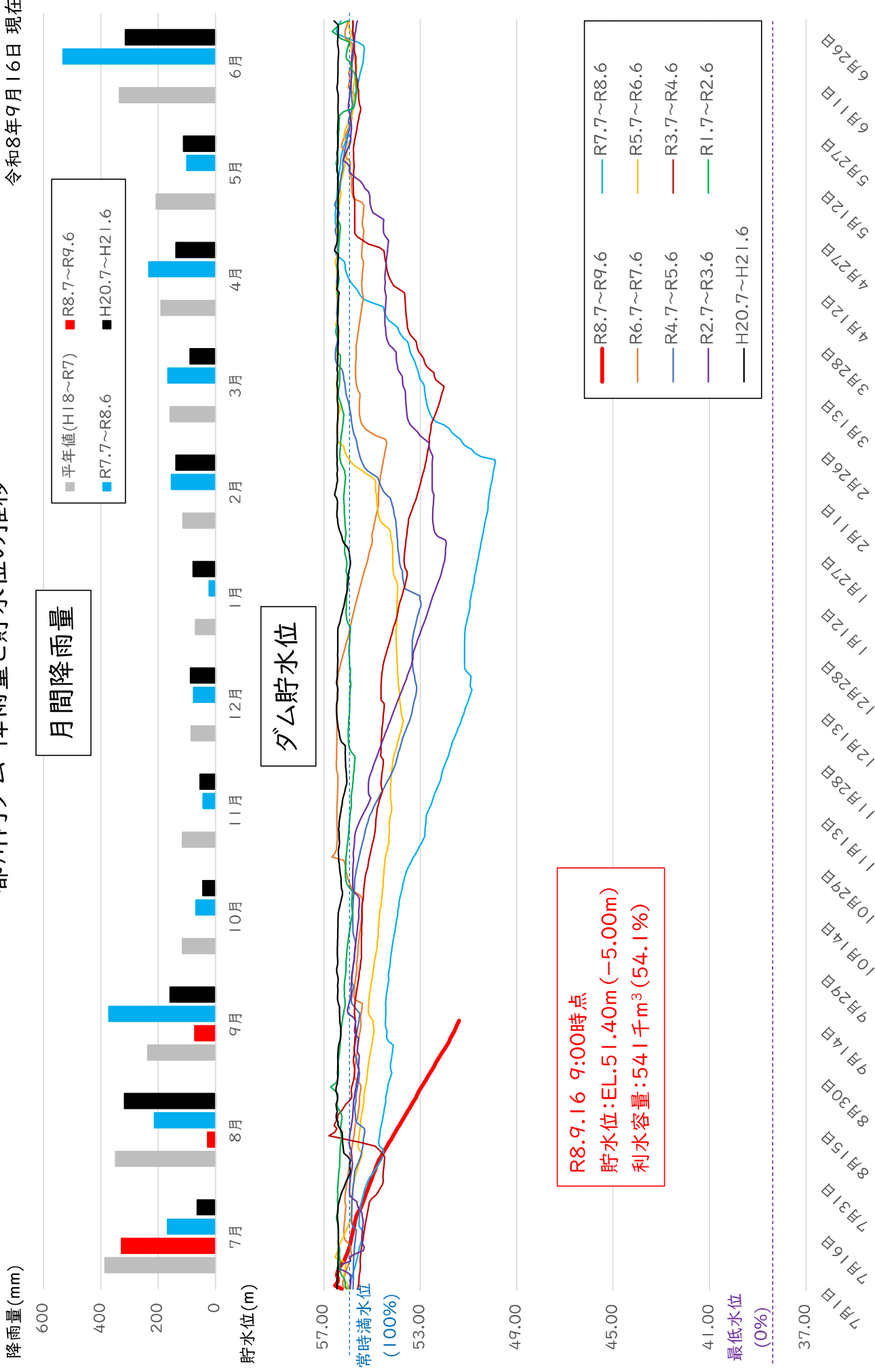
竜門ダム 降雨量と貯水位の推移

令和8年9月16日 現在



都川内ダム 降雨量と貯水位の推移

令和8年9月16日 現在



令和8年度 第1回有田川水系渇水対策連絡協議会
(伊万里市上下水道部)

令和 8 年 9 月 18 日(金)
伊万里市役所 大会議室
15:30～

○利水の状況について
(上水道)

- ・7 月 22 日 有田川からの取水が 100%出来ないことに伴い、竜門ダムから一部を取水開始
- ・8 月 7 日 竜門ダム貯水率が 70%を下回る予測となったため、上下水道部渇水対策連絡会議を開催し、今後の対応について協議
※渇水時対策実施体制により、第 1 段階
- ・8 月 10 日 有田川水系伊万里地区連絡会(臨時会)を開催し、農業用水の節水依頼
- ・8 月 12 日 伊万里市上下水道部渇水対策本部を設置(CATV 放送・新聞への掲載)
※渇水時対策実施体制の第 2 段階へ移行
 - ①市 HP・SNS・CATV・データ放送で節水の協力依頼を広報
 - ②大口需要者へ節水依頼文書を送付(8 月 18 日送付)
 - ③節水呼びかけチラシを全戸配布(9 月 1 日の配布物に同封)
- ・8 月 20 日 有田川の流量が増加したため、竜門ダムからの取水を停止
※農業用水の節水が有田川の流量増加に繋がったと推定
- ・8 月 28 日 伊万里市渇水対策本部を設置
第 1 回 伊万里市渇水対策本部会議の開催
(水源や降雨予測の報告、各部署の状況確認等)
- ・9 月 2 日 再度、有田川からの取水が 100%出来ないことに伴い、竜門ダムから一部取水開始
- ・9 月 3 日 第 2 回 伊万里市渇水対策本部会議の開催
(水源や降雨予測の報告、各部署の状況報告、減圧給水を 9 月 7 日実施予定で決定、最終判断については 9 月 7 日)
- ・9 月 4 日 28 mmの降雨があり、河川流量が増加したことにより、竜門ダムから取水を停止し、有田川から 100%取水開始(現在も継続中)
- ・9 月 7 日 第 3 回 伊万里市渇水対策本部会議の開催
(水源の状況や降雨予測から、減圧給水を 9 月 14 日まで延期で決定)
- ・9 月 14 日 第 4 回 伊万里市渇水対策本部会議の開催
(減圧給水を 9 月 15 日から実施で決定)
- ・9 月 15 日 有田川浄水場配水区域について減圧給水を開始
(市内 23 箇所の仕切弁操作による 40%程度の減圧給水を実施)

※渇水時対策実施体制は、別紙参照

○雨量【9 月 14 日現在】 ※()は、令和 7 年の 8 月～9 月 14 日までの合計値
竜門ダム 8 月:25 mm 9 月:61 mm 計:86 mm(570 mm) 15.09%
井手口川ダム 8 月:40 mm 9 月:52 mm 計:92 mm(448 mm) 20.54%

1.5 渇水時対策実施体制

渇水時の給水制限段階に応じた渇水時対策実施体制を表 1-2 に示す。

給水制限段階		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
給水制限内容		自主的節水	自主的節水	給水制限
目標給水制限率		1 0 %以下	1 0 %～2 0 %	2 0 %以上
水源状況 (目安)	かんがい期	竜門ダム貯水率 7 0 % 井手口川ダム貯水率 5 0 %	竜門ダム貯水率 6 0 % 井手口川ダム貯水率 4 0 %	竜門ダム貯水率 5 0 % 井手口川ダム貯水率 3 0 %
	非かんがい期	竜門ダム貯水率 6 5 % 井手口川ダム貯水率 4 5 % ※竜門ダムについては、有田川から 1 0 0 %取水できない場合に限る。	竜門ダム貯水率 5 5 % 井手口川ダム貯水率 4 0 %	竜門ダム貯水率 4 5 % 井手口川ダム貯水率 3 5 %
渇水時対策本部等の設置		・上下水道部渇水対策会議開始 ※部対策本部設置時期は、部渇水対策会議にて決定する。	・上下水道部渇水対策本部設置	・伊万里市渇水対策本部設置
給水制限等の実施（具体策）		・実施しない	・実施しない	・主要な路線における、給水制限*1 の実施（バルブ操作による絞込み） ・貯水率の状況に応じた給水制限の強化 ・時間断水（22 時～6 時） ・貯水率の状況に応じた断水時間の延長
広報活動内容（節水要請）		・自主的節水の協力依頼 ①市ホームページ ②CATV データ放送 ③グループウェア ④SNS 等	・自主的節水の協力依頼 ①大口需要者へのチラシ配布 ②市民へのチラシ配布	・給水制限（時間断水）実施のため、水源状況の経過と今後の見通しについて周知徹底を図るほか、次に示す広報を行う。 ①一層の節水協力 ②給水時間以外での水使用禁止 ③必要以上の汲み置き禁止

*1：給水制限にあたっては、公平給水の確保を考慮する。

渇水対策日誌(令和8年8月14日から)

日付	水系	内容
令和8年8月14日	竜門	・竜門ダム取水を一部、返送水で補う。ダム取水40m ³ /時から28m ³ /時へ
令和8年8月17日	竜門	・竜門地下水井戸からの取水を開始。ダム取水28m³/時から18m³/時へ ・竜門ダム＝18m³/時、広瀬川＝40m³/時、地下水＝10m³/時 ・返送水＝12m³/時×20時間＝240m³/日 ・佐賀県生活衛生課へ渇水について連絡 ・佐賀県農林事務所から古木場ダムの渇水について会議出席の依頼 古木場ダムの現状の説明等あり、9/17に空になる予測とのお知らせ
令和8年8月18日	全水系	・有田町渇水対策会議 ・本庁、東出張所、別館入口へ貯水量表示看板設置 ・総務課へ説明 ・公園等トイレへ節水ポスター張り付け
令和8年8月19日	竜門	・切口地区の一部を岳水系から給水する。25戸 ・全員協議会で渇水状況報告 ・生活衛生課へ現況報告
〃	竜門	・竜門ダム14m ³ /h 広瀬川40m ³ /h 地下水14m ³ /h 返送水12m ³ /h 運転
令和8年8月21日	全水系	・渇水対策本部を設置 ・水道工事店組合へ漏水対応の迅速化についてお願いの文書送付 ・防災無線にて節水を呼びかけ
令和8年8月24日	全水系	・学校プールの節水のお願いを配布 ・管末給水の圧送ポンプの吐出圧調整による減圧開始
令和8年8月25日	全水系	・防災無線にて火曜日、金曜日の朝夕に節水を呼び掛けることとした。
令和8年8月26日	全水系	・有田ケーブルテレビで金曜日にテロップを流すこととした。
令和8年8月27日	全水系	・有田川水系渇水情報共有会議(伊万里土木事務所)
令和8年9月2日	全水系	・有田町渇水対策会議(町長、副町長、総務課長へも報告) ・古木場ダム取水を50m³/hから25m³/hへ自主的に取水制限。
令和8年9月3日	全水系	・庁舎等公共トイレの維持放水(保護水)の停止作業 ・渇水対策会議の報告(生活衛生課)
令和8年9月7日	白川	9/7バルブ締め込みによる減圧給水開始
令和8年9月7日	穂波ノ尾	9/8～9/9まででバルブ締め込みによる減圧給水開始
令和8年9月7日		・朝日新聞より渇水についての問い合わせあり。
令和8年9月8日	全水系	・時間制限給水の可能性についてのお知らせを大口使用者へ送付
令和8年9月9日	全水系	・有田川水系渇水情報共有会議(伊万里土木事務所)
令和8年9月14日	竜門	9/14でバルブ締め込みによる減圧給水開始
令和8年9月15日	竜門	竜門ダム取水を14m ³ /hから8m ³ /hへ、地下水を14m ³ /hから20m ³ /hへ
今後の予定		・時間制限給水(時間断水)について、情報整理と実施方法を検討
		・ケーブルテレビの特番にて渇水状況をうったえる

第 1 次 渇水調整事項（案）

1) 有田川流域では河川水位の低下とともに、ダム貯水量も低下していることから、伊万里市は水利権量の 4 5 %、有田町は水利権量の 4 1 %の取水制限を実施

2) 伊万里市及び有田町は、水の利用者に対して、一層の節水を促すよう啓発活動を実施